

令和7年9月4日

保護者の皆様

米原市立坂田小学校
校長 宮元 信彦

非常変災時における非常措置について（お知らせ）

平素は、本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による浸水害や土砂災害等の頻発化・激甚化が懸念されています。このような中で、災害対策基本法等の改正が行われ、国や県が発表する防災気象情報ならびに市が発令する水害・土砂災害に関する避難情報についても、より実効性のある内容に整理されているところです。

これらのことを受けて、非常変災時におきましては、下記の要領で児童の安全確保を図りたいと思います。保護者の皆様にもお知りおきいただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業（休校）になる場合

午前7時において、滋賀県全域または米原市が含まれる地域に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が出された場合、学校は臨時休業（休校）とします。

2 臨時休業（休校）や登下校時刻の変更を行う場合

- (1) 午前7時以降に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至（必ず出ると考えられる）の場合
- (2) 午前7時および午前7時以降において、米原市の水害・土砂災害に関する避難情報（以下、「市避難情報」）で警戒レベル4以上の情報が校区内に発令されている場合

なお、上記（1）（2）に該当しない場合においても、浸水害ならびに土砂災害等の危険状況、避難所の開設状況に応じて、同様の措置をとることがあります。

3 その他の警報

次のような警報が出された場合は、すぐに臨時休業（休校）にはなりません。校長と教育委員会で判断して、臨時休業（休校）や登下校時刻の変更等の措置をとることもあります。

◎大雨警報・大雪警報・洪水警報・大雨洪水警報等の警報が発表された場合。

4 休日の取り扱いについて

休日に「大雨・暴風・大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合、部活動や学校行事は全て中止になります。また、市避難情報で警戒レベル3以上の情報が校区内に発令された場合、中止等の措置をとることがあります。

臨時休業（休校）や始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ等の非常措置をとる場合は、安心安全メールおよび保護者連絡ツール「tetoru」等により非常連絡を行いますので、御確認ください。